

みどり市公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表取扱要綱

平成18年3月27日

告示第15号

(趣旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「法」という。)第7条、第8条及び第9条の規定に基づく情報の公表に関する取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格及び基準の公表)

第2条 次の事項について定め、又は作成したときは、遅滞なく、財政課において公表する。

- (1) 一般競争入札及び指名競争入札に参加するものに必要な資格等
- (2) 前号に基づき作成した有資格者名簿
- (3) 指名競争入札の指名基準

(公表の対象工事)

第3条 公表の対象となる工事は、予定価格が250万円を超える公共工事とする。ただし、適正な入札執行に支障を来すおそれがあるものを除く。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第4条 毎年度の発注の予定に関する公表の内容、時期、方法及び場所は、次のとおりとする。

公表の内容	時期	方法	場所
(1) 工事名、工事場所、工事期間、工種、工事概要	・4月 当初見通し ・10月 変更後見通し	工事発注予定表の写し及びホームページ等による閲覧	財政課
(2) 入札及び契約の内容	その他必要な都度とし、当該年度の3月31日まで		
(3) 入札時期			

(入札の経過及び結果の公表)

第5条 入札の過程に関する事項の公表の内容、時期、方法及び場所は、次のとおりとする。

区分	内容	時期	方法	場所
入札予定	工事名、工事場所、入札予定日、入札参加業者指名理由	設計図書受渡後から当該年度の3月31日まで	入札審査付議調書の写し及びホームページ等による閲覧	財政課
入札経過及び結果	上記項目と併せ入札日時、入札業者名、入札金額、落札者名、落札金額、契約金額、予定価格	落札決定後から1年間	入札結果報告書の写し及びホームページ等による閲覧	

2 一般競争入札及び総合評価指名競争入札を行った場合には、資格、非指名理由、落札決定基準、落札理由等を決定後、遅滞なく公表する。

3 随意契約については、第1項の表中「入札」とあるのを「見積り」と、「指名理由」とあるのを「選定理由」と読み替える。

(契約の内容に関する事項の公表)

第6条 契約の内容に関する事項の公表の内容、時期、方法及び場所は、次のとおりとする。

区分	内容	時期	方法	場所
契約の相手方	商号又は名称、住所	契約後から1年間	契約内容報告書の写し及びホームページ等による閲覧	財政課
工事	工事名、工事場所、工事種別、工事概要			
工期	着手の時期及び完成の時期			
契約金額	契約金額			

2 契約金額を変更したときは、その変更事項及び変更理由を、前項の例により公表する。

(指名停止に関する事項の公表)

第7条 指名停止に関する事項の公表の内容、時期、方法及び場所は、次のとおりとする。

区分	内容	時期	方法	場所
停止の相手方	商号又は名称及び住所	措置後から期間内	指名停止措置答申書の写し及びホームページ等による閲覧	財政課
理由	指名停止の理由			
期間	指名停止の時期及び期間			

(対象工事外の工事の取扱い)

第8条 予定金額が250万円を超えない公共工事に関する情報の公表については、第5条の規定を適用する。

(他の入札契約情報への適用)

第9条 委託及び賃貸借の入札及び契約の情報については、第5条及び前条の規定を適用し公表する。ただし、第5条第1項表中「内容」の欄の指名理由及び予定価格は除くものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めのない事項については、法に定めるところにより、法に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の笠懸町公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表取扱要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。